

## [検討事項] □議員定数決定の手続き

### 1. 考え方について

- ①議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民や学識経験を有する者からの客観的な意見を参考にするものとする。
- ②議員定数の基準は、人口、面積、財政状況及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。
- ③議員定数を定めた条例の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、議員又は委員会が提出するものとする。
- ④議員の定数は、福島市議会議員定数条例で定めるものとする。

### 2. 福島市議会の状況

#### □福島市議会議員定数条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、福島市議会議員の定数を 38 人とする。

### 3. 参考条文、参考事例等

#### ○流山市 第 25 条（議員定数）

議員定数は、流山市議会議員の定数を定める条例で定めるものとする。

- 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。
- 3 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、議長に提出するものとする。

#### ○伊賀市 第 20 条（議員定数）

議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

- 2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第 109 条第 7 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

#### ○佐伯市 第 14 条（議員定数）

議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、議会モニター制度、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

- 2 議員の定数の条例改正に関する議案は、法第 74 条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するよう努めなければならない。
- 3 議員の定数は、別に条例で定める。